



各戸配布

赤い羽根共同募金 ご協力をお願い

募金期間 10月1日～10月31日

募金方法 町内会を通じて募金袋を配布しますので、ご協力をお願いします

目標額 475,000円

※募金の使い道(助成先)を決めて募金活動を行うため、目標額があります。

募金は何に使われるの？

募金の90%は募金をした市区町村で使われ、残りの約10%は広域的な課題を解決するため都道府県の範囲内で使われます。

滝上町では、老人クラブや子ども会育成会、社協の事業に募金を充てています。



お問い合わせ

滝上町共同募金委員会(社協内)

☎29-3390

<ウラあり>

💡赤い羽根共同募金豆知識💡

○赤い羽根共同募金とは？

赤い羽根共同募金は戦後間もない昭和 22 年にスタートし、今年で 78 回目を迎えます。昭和 26 年に社会福祉事業法(現在の社会福祉)が制定された際に、共同募金について規定され法制化されました。社会福祉法では、



『共同募金』とは、都道府県の区域を単位として、毎年1回、厚生労働大臣の定める期間内に限ってあまねく行う寄附金の募集であって、その区域内における地域福祉の推進を図るため、その寄附金をその区域内において社会福祉事業、更生保護事業その他の社会福祉を目的とする事業を経営する者(国及び地方公共団体を除く)に配分することを目的とするものをいう。」と規定されております。

このことから、厚生労働大臣の告示により募金期間が決められ、寄せられた募金は、北海道内の社会福祉事業などを行う団体に助成されます。

○募金の使いみち

北海道で集められた募金は、原則、北海道内で使われます。滝上町で集めた募金の約 1 割は、全道域におけるリフト付き車両の整備や福祉施設の修繕などに助成され、約 9 割は滝上町の福祉活動を支援するために助成されています。

また、北海道で集められた募金の 3%を「災害等準備金」として積み立てており、大規模災害が発生した場合には「災害ボランティアセンター」の立ち上げ費用として活用されます(北海道内に限らず)。最近では、胆振東部地震や能登半島地震によって災害ボランティアセンターを立ち上げる際に活用されました。

赤い羽根共同募金

